



姫路市議会議員

ときわ 常盤まさのり

のときは今!!(活動報告)

発行 2026 年 7 月 5 日
【第 133 号 6 月 月例議員活動報告】

連絡先 〒670-0993 姫路市千代田町 840
(三菱電機労働組合姫路支部内)
TEL (079)298-8824
FAX (079)293-2683
住 所 〒670-0802 姫路市砥堀 1210-26
TEL・FAX (079)264-1501

～．～．～．～．～．～．～．～．～．【 6 月の主な内容 】～．～．～．～．～．～．～．～．～．

1. 定例会本会議にて質問しました

6/3 (水) から 6/26 (金) までの 24 日間、令和 8 年第 2 回姫路市議会定例会が開催されました。

このたびの本会議で個人質問の機会をいただき、8 項目について質問し、市長をはじめ副市長、関係局長から答弁を受けました。質問内容の一部を報告します。

【質問内容 (主な質問を抜粋しました)】

(1) 交通ルールを守るまちづくりについて

<質問> 4 月から自転車にも交通反則通告制度が始まり、利用者が安全に走れる環境整備の重要性が高まっている。

草木や水、砂利がたまりにくい道路構造、路面管理、自転車レーン整備、危険箇所の見える化、情報発信など自治体の取り組みが問われる中、走行環境の改善をどのように進めていくのか。

<答弁> 本年 4 月からの自転車の交通反則通告制度が導入されたことを踏まえ、自転車利用における道路環境整備を重要視し、道路パトロールに加えて、通行の障害となる草木の除草・剪定など適切な維持補修を実施している。あわせて、「姫路市自転車ネットワーク整備プログラム」に基づいた道路空間の有効活用や、自転車が走行しやすい道路整備に努めるとともに、警察等の関係機関と連携し、通行位置の明確化、情報発信・啓発に取り組む。

(2) 市営住宅の高齢者への対応について

<質問> 市営住宅では単身高齢者の入居が増える一方、コミュニケーションが苦手、または困難な入居者への見守りが行き届きにくい状況があると仄聞する。

市はこうした市営住宅における見守りの課題をどのように認識しているのか。また、「姫路市住宅計画」で示した民間活用の方針における整備・管理業務の委託のほかに、高齢者の見守りを含めることは可能なのか。

<答弁> 本市は、市営住宅における高齢者見守りについて、自治会などの自主的な取り組みに委ねているため、万一のときに対応が遅れるおそれがあると認識している。

収納業務などから民間委託を進めていくが、見守りは高齢者が安心感を得られるほか、緊急時に迅速な対応が可能となるため、住民サービス向上の観点から有益であると考えている。

住宅セーフティーネットの中核として高齢者の安全・安心の拡充に向け、見守り業務についても民間委託に向けて検討する。



<質問の様子>

(3) 情報に強くなる教育について

<質問> 生成 AI の普及により、誤情報によるトラブルや判断力の低下が課題となる中、情報モラル教育の重要性が高まっている。特に低年齢層では、家庭での見守りやルールづくりが不可欠で、保護者自身の理解も求められる。

学校と家庭が連携し、子どもが適切に情報と向き合う力を育む環境づくりが必要と考えるが、家庭・学校双方でどのように取り組んでいくのか。

<答弁> 本市は、スマートフォン等の利用に関する課題を踏まえ、子どもと保護者が一緒に家庭でのルールをつくるための参考となる指針を今年度中に策定する。

専門家の協力や児童生徒・保護者へのアンケート、こども・若者会議での意見を反映し、発達段階に応じた適正利用の在り方を盛り込む方針である。

一方、学校では教育活動全体を通じて情報活用能力を育成し、特に情報モラルについてはメタバースや動画教材を活用している。

家庭向けには、親子での動画教材視聴や学校だよりでの注意喚起、PTA による講座、オープンスクールでのネットトラブル対策教室を実施している。

今後も家庭と学校の両輪で、関係部局と教育委員会が協力して情報教育を進めていく。

(4) 資源ごみの持ち去り禁止条例について

<質問> 地域で適切に分別・回収される資源ごみだが、無主物となった後の持ち去り事案が増えている。

本市は職員負担や住民の危険性を理由に条例を設けていないが、条例を制定している自治体では、住民の危険性防止に向け通報の周知に取り組んでいる。条例を制定することで、掲示による抑止策が講じることができる。

中核市 62 市中 43 市、県内中核市以外 9 市が条例を制定しており、本市も制定可能と考える。条例制定に踏み切れない理由は何か。

<答弁> 本市は、ごみステーションに排出された資源ごみを民法上の無主物として扱っている。ごみステーションは自治会管理であり、排出された資源ごみは管理者である自治会の占有物と考えられるため、市が持ち去りを禁止する根拠が課題と考える。

また、市域が広く、ごみステーション数も多いため、条例運用の費用対効果や実効性にも課題があると考えている。

現在は、希望する自治会等に持ち去りを禁じる表示や防止ネットの配布、当日朝の資源ごみ排出を推奨するなどに対応している。今後は、条例化も含めた対策の検討・研究を継続する。